

一般社団法人日本口腔衛生学会会費規程

(目的)

第1条 本規程は定款第14条により、本学会の会費について必要な事項を規定する。

(入会金)

第2条 本法人の会員になろうとする者は、入会金2,000円および当該年度の会費を納めなければならない。

(年会費)

第3条 代議員以外の1種会員の年会費は10,000円、2種会員の年会費は8,000円とする。

2 代議員の年会費は11,000円とする。尚、会計年度の途中で代議員に就任した者は、正会員会費との差額を納めなければならない。

3 学生会員の年会費は別途定める申請により2,000円とする。

4 賛助会員の年会費は年額1口100,000円とする。

5 名誉会員、永年会員は定款第14条により、会費を免除する。

(学生会員制度)

第4条 新しく入会しようとする学部学生（歯科衛生士・歯科技工士養成機関在籍の学生も含む）は、入会申込書に在学証明書、または、学生証の写しを添付して学生会員制度の適用を受けることができる。その場合、第2条に定める入会金の納付を免除する。

2 次年度以降も学生会員制度の適用を受けようとする者は、毎年定められた期日迄に、在学証明書、または、学生証の写しを添付し事務局まで申請するものとする。申請のない場合は、次年度正会員の年会費が請求されるものとする。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員総会にて報告する。

附 則

1. 本規程は平成25年5月16日より施行する。

2. 本規程は平成28年5月29日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

3. 本規定は令和3年5月27日に施行する。